


## 令和5年度 精神保健福祉手帳交付のしおり

(精神障がい者が利用できる主な福祉制度・サービス等の概要)

中野市健康福祉部福祉課障がい福祉係

制度		対象	給付内容等	手続き等	備考	
福祉医療費給付金		1・2・(3級) 3級：市民税非課税世帯	(1)病院や薬局等で支払った医療費の自己負担分(保険診療分)を給付 (2)加入保険の附加給付、高額療養費がある場合は、その額を控除した分を給付 ※1レセプトあたり500円上限の受益者負担があります。  通院分のみ(入院は対象外)。 診療科目は問わない。	1.申請窓口 市役所 福祉課厚生保護係 2.持ち物 (1)健康保険証 (2)印鑑 (3)振込先口座の通帳等 (4)障害者手帳 (5)個人番号のわかるもの	所得制限 3級…市民税非課税世帯者	
自立支援医療(精神科通院)		障がい者	精神科への通院医療を給付します。 県の認定により受給者証を交付します。受給者証の有効期限は、1年で更新が必要となります。	1.申請窓口 市役所 福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)申請書 (2)保険証 (3)診断書 (4)年金証書(年金額のわかるもの)	持ち物 (3)保険証(本人・受給者と同一の医療保険に加入する家族全員分) (4)は年金受給者のみ	
税制上の優遇措置	所得税・市民税の控除	1級	特別障害者控除が受けられます。	年末調整、確定申告の際手帳が必要になります。 詳しくは税務署、市役所税務課へお問い合わせください。	信濃中野税務署 0269(22)3151 総合県税事務所北信事務所 0269(23)0204  市役所税務課 (22)2111	
		2級・3級	障害者控除が受けられます。			
	自動車税等の減免	1級	車の所有者・使用者の条件を満たす場合に該当となります。  ・ <b>同一生計証明書</b> :障がいのある方以外で生計を同一にする方がいる場合必要。 ・ <b>身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者及び日常生活介護者の証明書</b> :障がい者のみで構成される世帯の障がい者を日常的に介護される方が運転する場合			問合せ先 自動車税・自動車取得税:総合県税事務所北信事務所 軽自動車税:市役所税務課  1.申請窓口 市役所福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)運転する方の運転免許証 (2)車検証 (3)障害者手帳
	相続税	手帳所持者	相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。(等級によって控除額が異なります)			詳しくは税務署へお問い合わせください。
※上記の他、マル優、贈与税等税制上の優遇が受けられる場合があります。詳しくは税務署等にお問い合わせください。						
交通運賃等の割引	長電バス	手帳所持者	本人、介護者の運賃5割引 通学・定期券3割引(屋代須坂線は5割引) 高速バス料金については割引になりません。	運転者に手帳を提示してください。		
	ふれあいバス	手帳所持者	本人のみ運賃が半額	市役所企画財政課(22)2111へ。		
	国内航空旅客運賃	手帳所持者	本人、介護者の運賃が割引 ※割引率は各社・路線によって異なります。	航空券販売窓口で手帳を掲示してください。 詳しくは各航空会社へ。		
NHK放送受信料の減免	全額免除…手帳所持者がいる世帯で、世帯全員の市民税が非課税の場合  半額免除…世帯主が1級の手帳所持者で、かつ受信料契約者の場合		1.申請窓口 市役所 福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)印鑑 (2)障害者手帳			
携帯電話料金の障がい者割引	手帳所持者	携帯電話会社によって割引内容が異なります。		割引内容の詳細や手続き等は、各携帯電話会社へお問い合わせください。		
心身障害者扶養共済制度	手帳所持者	※扶養者は市内に住所を有する健康な65歳未満の者	障がい者の扶養者が毎月一定の掛金(1口9,300円～23,300円)を支払うことで、扶養者が死亡したり、著しい障がい(有する状態になったときに障害者に対し年金が支給されます。掛金は扶養者(加入者)の加入時の年齢に応じて決められます。 支給年金額 1口加入:月20,000円 2口加入:月40,000円	1.申請窓口 市役所福祉課障がい福祉係 2.持ち物 (1)印鑑 (2)障害者手帳 (3)住民票の写し(障害者、扶養者それぞれに必要)		
就労支援	障がい者それぞれのニーズや障がい程度・生活環境等を踏まえたうえで、より適切なサービスを利用できるようにするため、まずは右記の窓口にご相談ください。		・ハローワーク飯山(62)8609 ・北信圏域障がい者就業・生活支援センター 0269-38-0615			
自立支援給付	障がい者	居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練、就労支援、共同生活援助(グループホーム)、施設入所等のサービスがあります。 サービスを利用するには、障がい程度区分の認定を受ける必要があります。		1.申請窓口 市役所 福祉課障がい福祉係 ※まずはご相談ください。		

制度	対象	給付内容等	手続き等	備考
障害年金	障がい程度により受給の可能性が あります ※詳細は市役所市民課 又は年金事務所へ	以下のすべてを満たす場合に支給 (1)障がいの初診日に65歳未満 (2)初診日から1年半を経過した時点で一定以上の障がいがある (3)初診月の2か月前までの保険料納付期間が加入期間の2/3以上、又は初診月の2か月前までの1年間に滞納がないこと	1.申請窓口 (1)国民年金加入者の場合 →市役所 市民課 国保年金係 (2)厚生年金加入者の場合 →日本年金機構	市民課 又は 日本年金機構 (年金事務所)
信州パーキング・パーミット制度 (障がい者等用駐車場利用証制度)	1級	公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、長野県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。	1.申請方法 ①窓口での申請 市役所 福祉課 障がい福祉係 ②郵送での申請 県庁地域福祉課 026-232-0053 または、県10か所の保健福祉事務所 2.持ち物 (1)障害者手帳 (2)利用証送付のため返信用切手必要	
ヘルプマーク	配慮を必要としている方 (障がい者・難病者・妊娠している方等)	周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう「ヘルプマーク」を配布しています。	1.申請窓口 市役所 障がい福祉係	
長野県民交通災害共済	手帳所持者	市が公費で加入します。申込みは不要です。 特別養護老人ホーム入居者については、希望加入になります。	市役所 福祉課 障がい福祉係 生活環境課交通安全係	

※ 記載の内容については変更等ある場合がありますので、申請にあたっては事前にお問い合わせください。